県評しずおか

静岡県労働組合評議会
〒420-0851
静岡市葵区黒金町55番地
交通ビル3階
TEL 054-287-1293　FAX 054-286-7973
Eメール　kenpyo@mail.wbs.ne.jp

最低賃金据え置きを答申
静岡地方最賃審議会

中央最低賃金審議会が7月22日「現行水準維持が適当」と答申し、引き上げの目安も示されませんでした。これは事実上据え置きで地方審議会に悪影響を与えると懸念されていました。静岡地方最低賃金審査会は4日、県内の最低賃金について現行の８８５円で据え置くよう労働局へ答申をしました。隣の愛知・神奈川県などは、額はわずかですが引き上げの答申をしました。静岡県は生活が困窮している労働者の生活を無視した不当な答申です。

県評は、この答申に対して異議申し立てを行うとともに引き続き全国一律最低賃金制度の確立、大幅引き上げに向けて奮闘する決意です。

審議会の据え置きの答申は決して許されません。

９００円から９４９円台が多く、その中でも９００円での募集がほとんどでした。

神奈川県は、最低賃金が1，０１１円のため、当然1，０００円以下はなく格差は歴然です。

このような実態や要求に背を向ける今回の地方最賃一つと考えられます」と訴えました。

静岡市内のファミレスの募集看板、最賃額で募集

賃金マップを作成

静岡県内の非正規労働者が時給いくらで募集されているか求人誌で調べ、賃金マップを作成しました。

特徴として、例年と比較し募集件数が減っています。コロナ禍による経済への影響かと思われます。

静岡県の最賃が８８５円のため、その少し上をいく

この間、県評はじめパート臨時労組連絡会は、7月5日静岡駅地下道で、最低賃金を大幅引き上げなど求める宣伝を行いました。

パ臨連の湯沢事務局長は「いま、新型コロナ感染拡大による経済へのダメージが広がり雇用と営業、暮らしは危機に瀕しています。この危機を乗り越えるためには、一時的な保障と助成だけでなく格差を是正し貧困をなくさなければならない。そのためにも最低賃金の改善は欠かせません」

「静岡県の最賃は８８５円で、隣の神奈川県の最賃は1，０１１円、この差は１２６円、最賃の地域間格差は地方から都市部への人口流失に拍車をかける要因の

新型コロナ感染危機を乗り越えるためにも最低賃金を引き上げ格差の是正をと訴える湯沢事務局長＝５日、静岡駅地下道

証人尋問の実施を
年金裁判

「年金削減は憲法違反」と訴えた裁判は、新型コロナの関係で3か月延びていましたがようやく、7月31日に静岡地裁で第18回口頭弁論が行われました。

第18回口頭弁論では、原告から証人尋問の実施を求めました、被告（国）は難色を示していますが、裁判所は10月13日、証人尋問を行うか決定します。また、11月20日に証人尋問を行う予定で期日が設定されています。

報告集会では、年金裁判原告団長の甲賀利男さんから「年金改定法の成立に強く抗議し『減らない年金制度』をつくり、最低保障年金制度実現にむけ頑張っていく決意を述べました。

裁判の開催前に静岡市青葉公園前でアピール行動を行い、その後裁判所まで「年金削減反対・生活できる年金支給」と訴えながらパレード（写真）しました。

年金は高齢者にとっていのちの綱

「年金」を安倍政権はマクロ経済スライドで7兆円削減し30年後には基礎年金を3割減らそうとしています。また「全世代型社会保障改革」と称し、医療では75歳以上の窓口負担を2割への引き上げ、年金の受給開始年齢の選択肢の幅を75歳まで拡大などの「年金改革法」を5月に成立させました。

マクロ経済スライド

公的年金の給付水準を毎年引き下げ、実質削減していく仕組み。本来年金は物価や賃金の上昇率に合わせて給付額が増える仕組みだが、年金給付額の上昇を物価や賃金の上昇率以下に抑得る仕組み。

全労連回第30回定期大会開催

全労連第30回定期大会は「新型コロナウイルスを克服し、安倍改憲を止め、憲法が活きる社会を。雇用を守り、８時間働いて人間らしく暮らせる社会を。すべての労働者を視野に組織と要求を前進させ、未来を切り拓こう」の大会スローガンのもと7月29～30日に開催されました。

静岡県評から菊池仁議長が次のように発言しました。「リニア中央新幹線に対する取り組み」について、ＳＮＳのコメントなどには、静岡県が駄々をこねているとの書き込みがあるが、静岡県内のルートは、３０００ｍ級の山々が連なる南アルプスの下にトンネルを掘るという難工事で、そこは豊かな自然を有し生物多様性保全の観点からも重要な地域です。そして、南アルプスを源とする大井川は、トンネル工事によって大幅に水量が減る可能性があると専門家は指摘しています。大井川の水は、静岡県中西部地域の生活用水、農業用水、そして工業用水を賄っています。

ＪＲ東海はトンネルから流れ出た水を全量、大井川に戻すと約束をしましたが、根拠は示さず、その後、工事期間中は戻せないと言うことに変わりました。工事の数年間は川の水が涸れてしまう可能性があります。静岡県評は地域住民の生活を守るために取り組んでいきます。

また、県議会への請願に紹介議員が複数必要とする改悪提案がありました。

議会へ請願する際、議員の紹介が必要ですが、今年の２月の議会運営改善検討委員会で、「請願の紹介議員をこれまでの1人以上から、複数人を必要とする」という案が議論されそうとなりましたが、委員会と議会への要請を行い、市民団体を含め91団体からの要請署名を提出し、見送らせることができました。

今回の大会で、新たに議長に全教の小畑雅子さん、事務局長に医労連の黒沢幸一さんが選出されました。

議長
小畑雅子さん

事務局長
黒沢幸一さん

貸会議室
のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054（285）4426　FAX 054（283）6835
★　静岡駅南口から徒歩1分
定員14名　・　30名（各1室）
少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

生活・法律相談

■ 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ
パワハラ・借金問題・教育問題など、受付けます。
■ 労働弁護士の紹介もいたします。
○ 受　付　国鉄労働会館静岡地方部
☎ 054（285）4426
○ 相談場所　静岡合同法律事務所
○ 相談員　阿部浩基弁護士

相談日・相談時間は双方のご都合により対応させて頂きます

コロナ感染症の医療従事者用の宿泊施設が実現

静岡自治労連

感染症指定医療機関の病院単組から要求として出されていた、コロナ感染症対応従事者の宿泊施設の確保について、７月６日、県は国の第２次補正予算によって、宿泊施設確保のための補助金を制度化することを明らかにしました。

静岡自治労連は、５月下旬から６月上旬にかけて「医療機関及び自治体への大規模な財政支援を国に求める要請書」を自治体首長へ提出してきました。病院単組でも、自治労連の運動提起に基づいて感染症に対応した制度改正の要求書を提出してきました。

医療部会は、６月３日、県議会の鈴木節子議員に宿泊施設の実態を伝え、鈴木議員は県に対して改善を求めてきました。

この結果、県は、国の第２次補正予算によって「新型コロナウイルス感染症対応医療機関従事者宿泊施設確保事業費補助金」を予算化し、一泊上限１１，５００円、２週間の宿泊期間など病院単組の要求に沿った条件で制度化することになりました。この制度は、６月議会で決定し７月10日の県議会閉会後に各病院へ周知されました。

県健康福祉部の医療局長へ要請書提出

条件は下記のとおりです。

①一泊上限は１１，５００円予定（全額助成で病院の持ち出しなし）②病院に実績に応じて助成

③２０２０年４月１日に遡って適用

④勤務終了後に２週間宿泊等も当該病院が認めれば可

新型コロナの第２波に備え、医療従事者が安心して業務に専念できるよう、交渉しています。

カジノ誘致で地域が衰退

静岡県地方自治研究所総会

７月４日「２０２０年度静岡県地方自治研究所定期総会」が県男女共同参画センターで開催されました。

静岡県地方自治研究所の川瀬理事長が挨拶を行い「新型コロナによって国の予算編成が急激に進められ、新中央集権型の政策『自治体戦略２０４０構想』行革が進められている」「ＩＲもその政策の一環であり、カジノの危険性について学び地方自治について考えていきましょう」と述べました。

記念講演は静岡大学の鳥畑与一教授行が「ＩＲと地域経済」と題して行い、カジノ誘致が地域に及ぼす危険性について語りました。

この日は東京都知事選の投票日前日でもあり、はじめに、お台場のカジノ誘致など東京都のＩＲに反対している宇都宮候補とのオンライン討論の内容が紹介されました。

韓国やアメリカのカジノで荒廃した街の状態についた話す鳥畑教授

カジノ誘致による地域経済の実態について、韓国やアメリカでの荒廃した街の状態や、新型コロナによって経済効果が薄れていくシンガポール、マカオの実態が紹介されました。

日本では、大阪、横浜、和歌山などでＩＲ構想が進められていますが、自治体の都合でカジノが更新されない場合は、その損失を自治体が補償するなど地域経済の疲弊につながる協定が結ばれていることが報告されました。

ＩＲカジノの経済効果について「ギャンブル客は『滞在型』ＩＲによって外で消費することはない。カジノ目的でない客はカジノに誘導され地域の消費が奪われる。周辺県は一方的に食われる立場に立たされる」と、地域の利益がカジノ業者に吸い尽くされることに警鐘を促しました。

＃臨時国会の開催を求めます

一コマ漫画

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No.73

新型コロナ感染拡大を防ぐため厚労省へ要請

はたらく者の命と健康を守る全国センターは、厚労省要請を行いました。①事業者にコロナ感染を防ぐ義務があり、労働者には健康確保、職場離脱の権利があること②医療・保育等の現場では衛生・防護用品の確保は国の責任であること。定期的なＰＣＲ検査③メンタル不全・自殺者の増大への対策④業務上、通勤途上の感染は原則として労災という内容を要請しました。

コロナによる労災は、７月９日現在、請求５０１件、支給決定96件。うち医療従事者の請求が４２４件で支給決定が74件です。それ以外では運輸業・郵便業の申請14件が目立っています。厚労省は２月３日と４月28日に通達を出して「感染経路が特定されなくても業務による感染に蓋然性が高い場合は労災支給の対象とする」としています。

厚労省は７月10日、感染経路が特定されていない小売店販売員について、接客中に感染したとして労災認定したと発表しました。これは医療従事者は原則労災に認定というなかで、医療従事者以外で経路不明ではじめて認定された事案です。また、厚労省ホームページには、クラスターが発生した飲食店従業員や、感染した同僚と同じ作業車に乗っていた建設作業員などの事例も掲載されています。今後感染者が増える可能性がありますが「業務外」での感染が明らかと言う場合以外は積極的に労災申請を考えるようにしましょう。

公務職場では、６月30日現在、請求件数38件、認定７件と発表されています。全容が公表されていない可能性があります。

各地の保健所は帰国者・接触者相談センターを設置し、通常の相談の１００倍もの相談を受け、センターは平日17時から翌９時、土日祝日は終日開設しています。平日は夕食30分、仮眠１時間という過酷な勤務です。保健師は、濃厚接触者の調査、健康観察などの多くの業務に加えて、検体の運搬すら担わせられています。長年の保健所の統廃合、保健師の削減の中で極めて過酷な状況におかれており、感染の可能性も高まっています。公務災害隠しは決して許されません。

命は大事、命に差はない

静岡労働研究所 No.63

７月16日、静岡労働研究所の定例研究会が開催され佐々木隆志氏（静岡県立大学短期大学部教授）が「津久井やまゆり園殺傷事件から日本の社会構造を考える」と題し報告しました。

●殺傷事件の概要

津久井やまゆり園殺傷事件とは、２０１６年７月26日未明、知的障がい者福祉施設「津久井やまゆり園」に犯人が侵入し、持っていた刃物で入所者19人を刺殺、入所者26人に重軽傷を負わせた戦後最大の事件です。

●事件へのアプローチ

事件の特徴としては、犯人が①施設の職員であること②事件後、反省していないことであり、彼は「殺したのは人間じゃない」とまで言っています。私がこの問題に関わる動機としては①終末ケア研究者の立場②施設職員養成の立場③障がい者の親の立場の三点があります。

●犯人の思考

留置場で面会して質問しましたが「やまゆり園に勤めていなければ、この事件は起こさなかったのでは」との問いに対する彼の回答は「１２０％ない」ということでした。また「なぜ殺したのか」という質問に対しては、「目立ちたいから」と答えました。

●事件の背景

犯人は障がい者施設に就職しましたが、施設に勤務後、現在のような考えを持つようになりました。障がい者施設で働くために必要なことは、①自己の福祉感の形成で、これが最も重要です。次に②社会福祉の専門的な技術、③社会福祉の専門的な知識となります。

●おわりに

佐々木氏が障がい者の親として息子と接してわかったことは、障がいがあっても子どもは子どもで変わらないということです。したがって、親や対応する人が変わるしかないということです。命が大事で差がないことを、教育、社会で教えていかないといけないと思います。

お知らせ

東海北陸ブロック青年交流会「サマーセミナーinみえ」の開催延期について。

日本国内で新型コロナウイルス感染者が再び増加する厳しい状況にあります。そういった状況の中で、例年のようにサマセミを開催することは困難であると判断し、来年に延期することを決定しました。

「教育全国署名」静岡県スタート集会

日時：９月５日　10：00～

会場：静岡県教育会館　４階

学習会：「コロナ禍で見えてきたこと～子どもたちが望む学び・学校・地域～」

講師：川口正義さん

（寺子屋おーぷん・どあ共同代表）